

千葉県次世代自動車等導入事業補助金要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地球温暖化対策を推進し、次世代自動車の普及を促進するため、急速充電器対応の次世代自動車又は一般住宅用充給電設備を購入した市民に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 電気自動車 電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く、4輪のものに限る。
- (3) プラグインハイブリッド車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く、4輪のものに限る。
- (4) 次世代自動車 電気自動車及びプラグインハイブリッド車をいう。
- (5) 新車 道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録を受けた自動車をいう。
- (6) 次世代自動車用急速充電器（以下「急速充電器」という。） 次世代自動車を急速に充電する機器で、一般の用に供するものをいう。
- (7) 一般住宅用充給電設備（以下「V2H」という。） 次世代自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる設備をいう。
- (8) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (9) 申請者 規則第3条第1項に規定する補助金等の交付の申請をしようとする者をいう。

(補助対象自動車等)

第3条 補助の対象となる次世代自動車及びV2H（以下「補助対象自動車等」という。）は、それぞれ次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 次世代自動車

- ア 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したものであること。
- イ 販売店に対する支払が完了しているものであること。
- ウ 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。
- エ 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける前年度の3月1日から補助金の交付を受ける年度の1月15日までであること。
- オ 急速充電器に対応していること。

(2) V2H

- ア 申請者が補助金の交付を受けるにあたり、新たに購入したものであること。
- イ 販売店に対する支払が完了しているものであること。
- ウ 申請者が居住する住宅に設置すること。
- エ 設置の工事完了日が補助金の交付を受ける前年度の3月1日から補助金の交付を受ける年度の1月15日までであること。
- オ 未使用品であること。

(補助対象者)

第4条 次世代自動車の購入に係る補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する市民とする。

- (1) 購入車両の所有者であって、かつ、使用者であること（所有権留保付ローンで購入し、所有者が販売店、ファイナンス会社等である場合を含む。）。
- (2) 市税（延滞金含む。）の滞納がないこと。

2 V2Hの購入に係る補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する市民とする。

- (1) 自らが居住する住宅にV2Hを導入し、かつ、使用者であること。
- (2) 市税（延滞金含む。）の滞納がないこと。
- (3) 本要綱に基づきV2Hを申請するに当たり、別表1に示す事業に係る補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象自動車等の本体の購入に係る経費（消費税相当額を含む。）とし、補助金の額は次に定めるとおりとする。

- (1) 次世代自動車 5万円
- (2) V2H 補助対象経費の3分の1（上限20万円）（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）

(交付の申請)

第6条 申請者は、規則第3条第1項の規定により千葉市次世代自動車等導入事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(住民情報について市が確認することに同意する場合は省略できる。)
- (2) 自動車検査証の写し(次世代自動車の購入に係る補助金を申請する場合に限る。)
- (3) 当該補助対象自動車等の仕様が確認できるカタログ又は仕様書の写し
- (4) 契約書、注文書等当該補助対象自動車等の購入に係る契約が確認できる書類の写し(契約金額等の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。)
- (5) 当該補助対象自動車等の購入費用に係る領収書(ローン等による支払い分に対して、販売店から領収書が発行されない場合は、借入金自動車等の購入に充当されたことを確認できる書類)の写し(当該購入費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。)
- (6) 当該補助対象自動車等を保管場所又は設置場所において撮影した写真
- (7) 自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証(任意保険)の写し(次世代自動車の購入に係る補助金を申請する場合に限る。)
- (8) 急速充電器に対応していることを確認するための写真等(次世代自動車の購入に係る補助金を申請する場合に限る。)
- (9) 保証書等の未使用であることが確認できる書類(V2Hの購入に係る補助金を申請する場合に限る。)
- (10) 誓約書(様式第12号)(V2Hの購入に係る補助金を申請する場合に限る。)
- (11) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業により取得した補助対象自動車等を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (2) 別表1に示す事業に係る補助金の交付を申請しないこと

(交付の決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市次世代自動車等導入事業補助金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)によるものとする。

2 規則第4条第3項の規定による通知は、千葉市次世代自動車等導入事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 第6条の規定により補助金の交付の申請をした者が、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受ける前に当該申請を取り下げる場合は、申請取下書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定による交付請求書は、千葉市次世代自動車等導入事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第11条 市長は、規則第17条第1項に定めるもののほか、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市次世代自動車等導入事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)によるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は手続について不正の行為があったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 規則第18条第1項の規定による補助金の返還の命令は、千葉市次世代自動車等導入事業補助金返還命令書(様式第7号)によるものとする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第20条第2号に規定する市長の定めるものは、補助事業により取得した補助対象自動車等とする。

2 規則第20条ただし書に規定する市長が指定する期間(以下「財産処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、次世代自動車においては4年、V2Hにおいては6年とする。

3 補助金の交付を受けた者は、規則第20条の規定により、補助事業により取得した補助対象自動車等の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ

じめ千葉市次世代自動車等導入事業補助金財産処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 4 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めるときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し千葉市次世代自動車等導入事業補助金財産処分承認通知書（様式第9号）により通知する。
- 5 市長は、第3項の規定による財産処分承認申請をした者について正当な理由が無いと認めるときは、当該申請者に対し千葉市次世代自動車等導入事業補助金財産処分不承認通知書（様式第10号）により通知する。
- 6 補助金の交付を受けた者は、第4項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間に対して、補助対象自動車等の処分日の翌日から財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（手続の代行）

- 第13条 補助金の交付を受けようとする者は、手続代行届（様式第11号）を市長に提出することにより、本要綱に関する書類の提出に係る手続を、補助対象自動車等を販売する者その他市長が適当と認める者に代行させることができる。
- 2 前項の規定により手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、誠意をもって当該手続を行うものとし、手続の代行を通じて得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
 - 3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行ったと認めるときは、当該手続代行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに不正の内容等を公表するとともに、当分の間手続の代行を認めない措置を講ずることができる。

（調査に対する協力）

- 第14条 申請者は、市がデータの提供その他の協力を要請するときは、これに協力するものとする。

（その他）

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

なお、要綱の名称を「千葉市電気自動車導入事業補助金交付要綱」から「千葉市次世代自動車等導入事業補助金要綱」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

対象となる事業の名称
令和2年度補正 災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
令和2年度補正 再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業